

# 三原市債券運用指針

## (趣旨)

第1条 この運用指針は、三原市公金管理運用基本方針及び三原市公金運用基準の規定に基づき、三原市公金の債券による運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (安全性の確保)

第2条 債券運用は、収益性が高い反面リスクを伴う運用であることから、安全性の確保、流動性の確保及び収益性のバランスに配慮した運用を行うものとする。

## (運用債券の種類)

第3条 購入する債券は、元本の償還が確実な債券で、次の各号のいずれかに該当する債券とする。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府保証債
- (4) 特別の法律により設立された法人の発行する債券(財投機関債、地方公共団体金融機構債等)

## (債券の取得方法)

第4条 債券は、三原市内に本店又は支店を有する金融機関のほか、広島県内に本店又は支店を有する証券会社(以下「金融機関等」という。)の中から購入するものとする。ただし、発行機関から直接購入することができる場合は、この限りでない。

2 債権の取得は、発行機関から直接購入するほか、金融機関等との相対取引又は引合いのいずれかにより確実かつ効率的に行う。

## (債券の取得価格)

第5条 会計処理の簡素化を図るため、債券の取得価格は、額面と同額以下の債券を購入することを原則とする。ただし、その購入が困難な場合は、額面を超える価格の債券であっても購入することができるものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、満期償還時における受取利息の額が額面価格と取得価格との差額を上回る場合又は初年度における受取利息の額が、額面価格と取得価格との差額を上回る場合に限ることとする。

## (債券の運用期間の上限)

第6条 債券の運用期間の上限は、概ね20年とする。

## (保管及び運用の原則)

第7条 債券は、満期償還を基本とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、途中売却をすることができるものとする。

- (1) 債券の発行機関の信用力悪化に伴う損失を回避する場合
- (2) 資金需要及び目的に従って資金を取り崩す場合
- (3) 収益性又は効率性を向上させるため商品の入替えを行う場合

(運用及び管理体制)

第8条 債券の管理及び運用は、公金管理協議会で決定した方針に基づき実施する。

2 管理の権限及び責任は、本運用指針に基づき会計管理者に帰属するものとする。

3 会計管理者は、金利情勢等に応じた的確な判断のもと、安全かつ効率的な資金管理を行うため、必要に応じ公金管理協議会構成員の意見を聴くものとする。

4 会計管理者は、公金管理協議会の構成員に対し、定期的に運用状況及び実績等の報告を行うものとする。

(債券保管台帳の整備)

第9条 債券の取引については、債券ごとに次に掲げる事項のうち、確定した事項を記録し、保管するものとする。

- (1) 運用資金の名称
- (2) 購入債券の銘柄名
- (3) 利率及び利払い日
- (4) 償還日及び発行日
- (5) 約定日及び受渡日
- (6) 購入額面及び約定単価
- (7) 購入金額
- (8) 経過利子額
- (9) 利回り
- (10) 保管先業者
- (11) 期中売却約定日及び受渡日
- (12) 売却額面及び約定単価
- (13) 売却金額及び経過利息
- (14) 所有期間利回り
- (15) 売却理由
- (16) 債券の取引金融機関

附 則

この運用指針は、平成27年6月1日から実施する。